

令和5年10月10日
大型車通行適正化に向けた
関東地域連絡協議会

関東地域で重量違反車両等の取締りを強化しました

～全5機関で、違反車両延べ47台に行政指導を実施～

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会では、10月2日（月）～6日（金）の5日間を重量違反車両等の取締強化期間とし、延べ47台に行政指導を実施しました。

【重量違反車両等の取締強化実施結果】

1. 実施期間 令和5年10月2日（月）～6日（金）
2. 実施組織 国土交通省関東地方整備局、国土交通省関東運輸局、東日本高速道路株式会社関東支社、中日本高速道路株式会社東京支社・八王子支社、首都高速道路株式会社
3. 実施概要 1都6県 全41箇所 延べ60回実施
（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県、山梨県）
4. 取締結果 全219台を引込、延べ47台の違反車両を確認し行政指導を実施

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ、都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、千葉県政記者会、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、高崎記者クラブ、山梨県政記者クラブ、長野市政記者クラブ、長野市政記者会、長野県庁会見場、横浜海事クラブ、物流専門誌

<問い合わせ先>

関東地方整備局 道路部 交通対策課（大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会事務局）
電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1388
交通対策課 建設専門官 小澤 龍矢（おざわ たつや）（内線：4514）

取締強化期間における取締結果

道路法に基づく特殊車両の取締結果				
機関名・会社名	引込台数	違反台数	(内 訳)	
			措置命令	指導警告
国土交通省関東地方整備局 東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社	206	43	34	9

道路運送車両法に基づく不正改造の取締結果		
機関名	引込台数	整備命令発令台数
国土交通省関東運輸局	13	4

※道路運送車両法による取締では、車両ごとに検査するため、連結車の場合は「トラクタ部」「トレーラ部」各々に対する結果を計上しています。

〈現地取締風景の一例〉



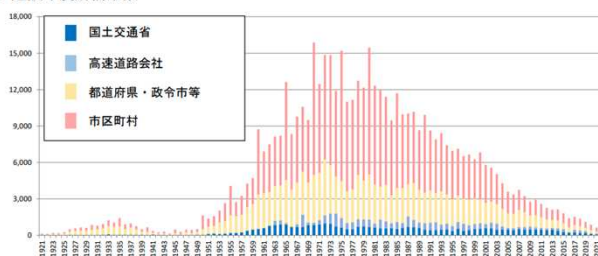
重量違反車両等取締の目的

課題 道路インフラの老朽化

道路インフラは高度経済成長期に集中して建設され、老朽化が進行しています。2033年には、橋梁の60%以上が建設後50年を経過することとなり、深刻な老朽化の時代を迎えています。国民の財産である道路を安全かつ安心して途切れることなく利用していただくため、限りある財源の中で、適切に維持管理をしていくには、いかに道路を長寿命化させていくかが喫緊の課題となっています。



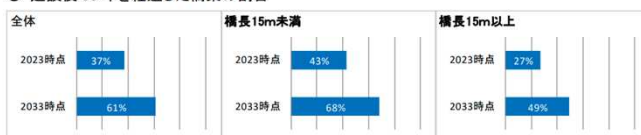
○ 建設年度別橋梁数



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約20.9万橋ある。

(出典)道路局調べ(2023.3末時点)

○ 建設後50年を経過した橋梁の割合



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約20.9万橋ある。

(出典)道路局調べ(2023.3末時点)

(出典)道路メンテナンス年報2023年8月

影響 重量超過車両による走行がもたらす2大悪

重量超過車両による道路橋の劣化への影響は、重量(軸重)の12乗に比例します。左下図のように、軸重が基準(10トン)の2倍超過して走行した場合、特に道路橋※に対しては、**たった1台が軸重10トン車の約4,000台分以上の走行に相当し、老朽化した道路インフラに対して多大な影響を及ぼしています。**また、重量超過車両の走行は、交通事故に繋がりやすく、道路交通への影響も甚大です。



道路橋※に与える疲労イメージ ※RC床版の場合



【特殊車両の重大事故事例】
無許可のセミトレーラ横転により、積荷が落下。国道が約12時間の通行止めとなった上、ガードレールや照明灯も損傷。

目標 取締強化期間の実施を通じて目指すこと

道路管理者は警察の協力を得て日頃から各地において現地での取締や自動重量計測装置(WIM)による取締を行うことで、違反車両の走行抑止を図っています。(右図)

今年度の新たな取組みとして、各道路管理者で予定している取締を取締強化期間に集中して行うことにより、違反車両への更なる抑止を図っています。

この取締強化期間の実施により重量超過車両の走行による道路へのダメージや重大事故を削減して、道路ネットワークの長寿命化及び持続的な物流の実現を目指し、安心・安全な社会へ貢献します。



(左)現地取締 (右)自動重量計測装置による取締イメージ

参考 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会とは

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会は、大型車両の適正かつ安全な走行のために道路管理者、関係企業団体、関係行政機関等が連携して、平成28年1月に設立しました。本協議会では、特に道路構造物の劣化に大きな影響を及ぼす悪質な重量違反車両に対して、『重量守り、道路を守ろう』を合言葉に、広報を通じた各種取組みを行っています。

URL: <https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000015.html>